

## 地域の所得と雇用の創出を実現する 海業の推進に向けた提言

令和6年5月23日  
自由民主党政務調査会  
水産総合調査会  
水産部会

### I はじめに

我が国の水産業は、国民への水産物の安定供給を担い、漁村において雇用を生み出すなど地域の産業として重要な役割を果たしている。一方、昨今、海洋環境の変化を要因とした主要な魚種の不漁が続き、これまで漁獲されていなかった魚種が増加するなど、漁業経営をめぐる情勢は大きく変化している。

他方、近年、消費者のニーズは、モノを購入する「モノ消費」から、体験やサービスを消費する「コト消費」や感動を他の参加者と共有する「トキ消費」へと移行していると言われている。漁港は、高い鮮度の水産物、漁業体験、独自の風景や歴史など、「コト消費」や「トキ消費」のための大きなポテンシャルを有しており、近年漁村には、毎年約2千万人の方が訪れている状況にある。

こうした中、「海業」への関心が高まっている。各地の漁港や漁村において、体験の消費を志向する来訪者を受け入れ、新鮮な水産物を販売するほか、飲食や漁業体験等の機会を提供するなど、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用した取組が始まりつつある。地元水産物の消費拡大や、漁業者の所得向上を実現し、次世代の担い手にもうかる産業として漁業を継承していくためには、「魚をとる、生産する」、「付加価値を生み出して売る」に加えて、「漁業や漁村が有する地域の魅力を活かした新たな事業に取り組む」など、志あるより多くの地域が、漁業と海業を相乗効果の下で、ともに発展させるための一歩を踏み出すべきである。

その際、漁業者、漁業協同組合や地方公共団体と良好な関係を構築できる民間事業者等とのパートナーシップの下で、地域一体となってビジネスモデルを構築することも有効であろう。

また、未来を担う子どもたちが、海とふれあう機会を通じて、魚のおいしさや水産業の仕組みを学び、体験し、理解し、そして共感を得る機会を作ることは、我が国の優れた魚食文化を未来に継承する上で大変重要である。さらに、世界にも通じる海業のコンセプトや魅力を国内外に発信するとともに、多様なニーズに対応するなど、海業の草創期である今こそ、海業の裾野を広げる取組にも注力すべきである。

海業の推進については、令和4年に策定された水産基本計画に位置づけられるとともに、漁港漁場整備長期計画（令和4年3月25日閣議決定）において5年間で新たな海業の取組をおおむね500件展開することが目標として設定され、骨太の方針にも海業振興が明記されている。また、令和5年通常国会において、漁港において海業に取り組みやすくする漁港漁場整備法の改正が行われ、令和6年4月に漁港及び漁場の整備等に関する法律が施行された。改正法で新たに創設された「漁港施設等活用事業」、「漁港水面施設運営権」の活用に向けた検討も進んでいる。さらに、関係省庁等の協力により海業に係る施策をとりまとめた「海業支援パッケージ」の作成や、「海業振興総合相談窓口」の設置、海業振興モデル地区での海業の計画づくり、官民参加の海業推進全国協議会の初開催、全国54地区の海業の推進に取り組む地区の決定などを通じて、全国での海業の取組が広がりを見せている。

このような海業をめぐる機運の高まりを受けて、自由民主党政務調査会水産総合調査会は、令和5年6月から、海業振興勉強会を8回にわたり開催し、海業に関する有識者や、海業に取り組む地方公共団体、漁業協同組合、民間事業者、関係団体等からヒアリングを行うとともに、様々な角度から意見交換を重ねた。

本提言は、海業振興勉強会での議論を整理した結果をまとめたものである。人口減少や高齢化により水産業と漁村は厳しい状況に直面しているが、このような時こそ、地域を明るく、元気にする海業を地域の特性や実態を踏まえて振興することで、漁業者をはじめとした地域のやる気と挑戦を引き出し、海業の全国的な展開を図り、漁業者の所得向上と雇用創出を実現する必要がある。このため、政府・与党、地方公共団体、漁業者、漁業協同組合、民間事業者、関係団体等が一体となって、予算や制度の運用等を含めあらゆる機会を通じ、次の具体的な施策を講じるべきである。

## II 求められる具体的施策

### 1 地域が大きな一歩を踏み出すために必要な施策

#### 【意識醸成・情報提供】

##### （海業に対する地域の意識醸成）

- (1) 漁業者をはじめとする地域の関係者が、地域の課題や危機感や、地域のにぎわいや所得と雇用を創出して水産業と漁村の発展に繋げるといふ、海業の意義や目的を共有することが重要である。また、漁業者をはじめとする地域の関係者が海業に対する意識を高め、地域の理解と協力の下で取り組んでいくことが必要である。

このため、国、地方公共団体、関係団体は、現場の漁業者の理解や共感が進むよう、海業の意義や効果等をわかりやすい形で周知に努めること。また、必要に応じた専門部署の設置や担当職員の配置など、海業に取り組む意欲を引き出し、しっかり支える体制を整備し、地域に寄り添った対応を行うことにより、漁業を核としつつ、変化に対応した海業の取組に対して地域が大きな一歩を踏み出せるよう、漁業関係者と浜を訪れる方とのウィンウィンの関係づくりや地域の海業に対する意識醸成に努めること。

#### **(必要な海業の情報提供)**

- (2) 海業に取り組むに当たり、地域にとっては、海業の具体的な支援策や、課題に対してどのように試行錯誤して取り組んだかを含めた海業の先行事例等の情報が必要となる。

このため、国、地方公共団体、関係団体は、関係省庁等の海業の支援策をとりまとめたパッケージの更新等最新の情報提供に努めるとともに、必要に応じた海業の相談窓口の設置や相談事例の共有、他地区での取組事例のとりまとめ、海業の推進に取り組む地区での計画作成等を通じたノウハウの蓄積、全国協議会や海業サミット等シンポジウム、地域の励みにもなる海業アワードの実施、地域ごとの勉強会の開催等による事例の情報共有を図ること。

### **【人材確保・育成】**

#### **(海業に取り組む地域人材の確保)**

- (3) 地域が最初の一步を踏み出すには、地域のリーダーがやる気を起こし決断することが重要である。その上で、海業の実施に当たっては企画、調整、実施などの役割を果たす者が必要となる。

このため、地方公共団体、漁業協同組合等は、地域を引っ張る若手漁業者など熱意ある者の海業のリーダーとしての登用や、准組合員や年配漁業者を含めた多様な人材の活用、国の機関や伴走支援を行う民間事業者等の外部人材の活用、地域おこし協力隊や特定地域づくり事業協同組合等の制度の活用、地域と一体となって取り組む専門家による助言やアシストなど地域一体となったバックアップについて検討すること。また、国は、海業の推進に向けて地域のニーズを踏まえた必要な人的交流や人材の掘り起こしに努めること。

#### **(海業の担い手となる人材育成)**

- (4) 将来にわたって海業を持続的な取組とするためには、目的の明確化やコンテンツの企画、関係者との協力体制の構築等に取り組み、地域の魅力を自分たち

の言葉で語る事ができる地域内の人材を育成していくことが必要である。

このため、国、地方公共団体、漁業協同組合等は、漁業関係者のみならず、漁業者以外であっても漁業を理解する者が、地域の海業の担い手となれるよう、地域のリーダーや専門家を育てるための研修や情報交換会等の実施に努めること。

## 【取組体制】

### （取組体制の構築）

- (5) 海業の取組においては、地方公共団体と漁業協同組合等の協力体制を構築することが重要である。その上で、多くの関係者を巻き込み、関係者合意の下で、地域内でより幅広い経済波及効果を狙った取組とすることも重要な視点である。

このため、「産官学金労言」といったように、漁業関係者のみならず、地元の産業界、行政、小中高校大学も含めた教育・研究機関、金融機関、地元のマスメディア、さらには地域外の人材なども巻き込んだ取組とすることや、こうした関係者の合意形成の場として地域協議会を設置することが重要である。地方公共団体は、漁業協同組合等の協力の下、地域協議会を設置・運営し、関係者のつなぎ役の役割を果たすとともに、地域での機運醸成、合意形成や事業の推進、持続性の確保のため、地域に意思決定を促す役割を担うこと。

## 【民間活力】

### （民間活力の導入）

- (6) 地域のにぎわいや所得・雇用を創出する効果的な海業の展開に向けて、地域の理解と協力の下、ノウハウや資金を持つ民間事業者を巻き込むことも有効である。

このため、漁港管理者（地方公共団体）は、民間事業者が漁港において海業に取り組みやすくするため、漁港の利用ルールの設定などによる漁業関係者との円滑な調整、漁港施設等活用事業の導入などにより受入れ体制を整えるとともに、漁業協同組合等とも連携して、民間事業者への積極的な地域資源のアピールやサウンディングに努めること。また、国は、改正法に基づく漁港施設等活用事業が各地で活用されるよう、手引きや事例集など必要な情報の提供や、地方公共団体及び漁業協同組合等と民間事業者のマッチングの推進等により、民間活力の導入を支援すること。

## 【取組計画】

### （水産業の発展に寄与する海業の計画づくり）

- (7) 漁業者をはじめとした地域の関係者の雇用と所得を創出し、水産業の発展に寄与する、黒字経営を継続できる海業の取組とするためには、地域の独自性・個性を活かした持続可能で実効性のある計画づくりが必要である。

このため、地方公共団体、漁業協同組合、漁業者、民間事業者等の地域の海業関係者（以下「海業関係者」という。）は、水産関係のみならず、農業や林業なども含めた幅広い地域の特徴的な資源を十分活かした、ビジネスの目玉となるような取組となるよう、地域資源の再発見・再認識の下、観光など他の産業も含めた地域全体の戦略を立てるよう検討すること。また、国、地方公共団体及び関係団体は、各地で海業の具体的な計画づくりが進むよう必要な支援を行うこと。

### （地域内の経済波及効果の発揮）

- (8) 海業の取組により、水産業のみならず、地域内の他産業へも幅広く経済波及効果を発揮させていくことが重要である。また、その効果を明らかにすることは重要であり、産業連関表を用いた分析は有効である。

このため、海業関係者は、漁業者や漁業協同組合等など水産関係事業者だけでなく、観光協会や商工会議所・商工会など、他の産業も含めた地域の幅広い関係者の参画を促し、地元の様々な産業分野に影響するような取組とすることが肝要である。また、海業関係者は、持続可能で実効性のある取組とするため、取組の進捗状況を把握し逐次改善していけるよう、地域として PDCA サイクルにより所得や雇用創出等の効果の把握、検証、他産業への経済波及効果の把握に努めるとともに、国は、海業の推進に取り組む地区等における効果の把握・検証を行い、その成果の活用を図ること。

## 【効率的な推進】

### （意欲ある地区におけるスピード感ある構想の実現）

- (9) 令和8年度までに漁港における新たな海業等の取組を 500 件展開するとの目標の達成のためにも、海業の取組が迅速かつ効果的に展開されるようにしていくことが必要である。

このため、国や地方公共団体は、意欲的に海業に取り組もうとしている地域が新たな取組に挑戦し、スピード感をもってその実現に取り組むことができるよう支援するとともに、他の地域においても意欲的な取組が進むよう、その取組状況や必要な情報を周知すること。

### (条件不利地域等における海業の推進)

- (10) 離島をはじめとして、都市からの交通手段が限られ、移動に時間がかかる地域、気象条件等から通年での事業が難しい地域においては、都市近郊の地域に比べて通年での集客が難しい環境にあるが、これらの地域における海業の取組をしっかりと支える必要がある。

このため、こうした地域の海業の展開にあたっては、都市近郊の地域ではできない、その場所ならではの希少な体験の提供や、バスや鉄道などの交通事業者、観光など水産関係以外の事業者との連携、他の市町村や都道府県にまたがった広域での地域間の観光資源や交通ネットワーク等の連携など、一層の取組が必要となることを踏まえ、国や海業関係者は、実証的な取組やそれらの成果等を通じて、地域間の連携の取組が図られる等の成功事例を創出できるよう取り組むこと。

### (スモールスタートからの海業の展開)

- (11) 実際の取組には計画作成時には予想できない事態が生ずることも多く、適切な事業規模を計画作成時から見定めることは難しい面もあることから、漁業者が取り組みやすいものから始めるなど、スモールスタート（小規模又は試行的な取組）から開始し、効果を検証しながら計画をブラッシュアップし規模を拡大していくことも可能である。

このため、国、地方公共団体は、令和8年度末までに漁港における新たな海業等の取組を500件展開する目標の達成に向け、これから小規模でも海業を始めようとする地域に対しての支援を行うこと。

### (既存施設の有効活用)

- (12) 海業を実施するために必要な施設については、初期投資を抑える観点からも、既存施設を有効活用していくことが求められる。

このため、漁港管理者は、地域の漁業実態に即した施設規模の適正化や空いた施設の有効活用を検討すること。漁港施設、用地の再編・整序による漁港の利活用環境の改善や、漁港施設等活用事業の積極的な活用を図るとともに、事業者等に対する情報提供に努めること。合併や機能再編等により利用の低下した漁協支所等の活用、漁業用施設のリノベーションや海業機能の付加などの工夫を取り入れるとともに、事業の要件設定にあたり十分留意すること。また、国は、漁港施設等活用事業や拡充された漁港施設の貸付制度等、必要な手続き等について周知を徹底するなど、漁港施設や漁協の施設等の有効活用が円滑に進むよう必要な措置を行うこと。また、港湾等漁港以外における海業の取組に対しても、必要な支援を行うこと。

## 2 海業の裾野を広げ、発展させるために必要な施策

### 【体制強化】

#### (国や地方公共団体、漁業協同組合等、関係団体における体制強化)

- (1) 海業を組織的に展開していくためには、海業を推進する体制を強化していくことが必要である。

このため、水産庁において海業推進の司令塔として、地域を指導・支援し地域と連携できる組織体制を充実・強化すること。また、地方公共団体や漁業協同組合等、関係団体においても、必要に応じて海業の専門部署の立ち上げや、担当者の配置、勉強会の実施等により、海業及びそれに関連する法令や手続き等に精通した人材の育成に努めること。また、水産庁は、内閣府総合海洋政策推進事務局、文部科学省、観光庁などの関係省庁との連携体制を構築するとともに、ハード・ソフトの両面からの海業支援パッケージの活用、地方創生施策との連携により、海業をめぐる課題に対応すること。海業に取り組む地方公共団体や漁業協同組合等海業関係者が集う海業サミット等の機会や体制を整備すること。全国知事会、全国市長会、全国町村会などの行政組織の横断的なつながりを活かしつつ、経済団体など民間組織との連携により、海業を組織的に展開し、海業が国民運動となるよう努めること。

#### (中間支援組織の活用)

- (2) マンパワーやノウハウが不足している地域などにおいては、外部ネットワークとの接続の機能や、必要な情報提供、一元的な窓口機能など、海業推進の手助けとなる役割を果たす中間支援組織の存在が重要である。

このため、国は、観光地域づくり法人(DMO)や地域金融機関など、中間支援組織となり得る団体が、地域の海業の取組を支援できるよう、またその支援体制を強化できるよう、情報提供や研修の実施、海業の有識者の連携や派遣など必要な支援に努めること。

### 【社会課題への対応】

#### (海業によるSDGsへの貢献)

- (3) 海業の取組を進めるに当たっては、SDGsをはじめとした昨今の環境意識の高まりや、海洋プラスチック問題、海洋生分解性プラスチック製漁具の普及などの海洋ごみ等への対応を踏まえ、持続可能な地域資源の利用への配慮が必要である。

このため、海業関係者は、具体的な取組の計画作成に当たっては、SDGs に関心を持つ民間事業者との連携も視野に、ブルーカーボンにも資する藻場の保全や海岸清掃、未利用・低利用魚の活用など、海の豊かさを守る取組について積極的に取り組むこと。また、持続的な事業運営のため、資金調達的手段として、漁業近代化資金等の活用や、環境問題や社会問題の解決を目的とした企業からの投融資の取り込みについても検討すること。

#### **(海業による地域の課題解決)**

- (4) 海業の取組は、地域の所得と雇用の創出といった経済的意義だけでなく、人口減少などの地域の課題の解決や子どもの教育面での貢献などの社会的意義を両立させることで、海の地方創生を実現するものである。

このため、海業関係者は、漁業等の新規就業者の確保・育成や、移住・定住、子どもの海や水産業に対する理解や関心の増進等に向けて、地方公共団体の水産部局以外の部局など、水産業以外の関係者も巻き込み、地域の活力の向上を図るため地域の総合計画等に位置付けるとともに横断的かつ長期的に取り組むこと。

### **【幅広いニーズへの対応】**

#### **(海に親しむ原体験の創出)**

- (5) 子どもが海での遊びや海水浴、海の環境、水産業を体験することは、子どもの豊かな成長に寄与し、海に親しむ原体験となるほか、水産業への理解や関心を喚起する観点からも重要である。

このため、学校関係者等も巻き込み、近隣の宿泊施設、民間事業者等とも連携し、海洋学習プログラムの企画、実施や、修学旅行や臨海学校等の受入れ体制の整備など、子どもの海での体験活動に積極的に取り組む必要がある。水産庁は、文部科学省と連携し、子どもたちの海とのふれあいや漁業体験活動の一層の普及に向けての課題を整理し、具体的な対応を行うこと。あわせて、漁業体験が現場で円滑に行えるよう、関連法令の適用等について分かりやすく示すこと。また、子どもたちの海とのふれあいや体験学習活動を推進する上で安全管理等が重要となることから、海業関係者は、市町村等を通じた教育委員会や体験学習活動等を提供する事業者、海洋教育に取り組む団体等との連携や共同体制を構築すること。子どもたちの体験活動を推進するため、議員立法により「青少年自然体験活動の推進に関する法律案」が検討されているところであるが、同法案は海業の推進の観点からも重要であることから、水産総合調査会及び水産部会として早期成立に向けて後押しをしていく。

### (インバウンドやワーケーション、釣りなど様々な来訪形態への対応)

- (6) 漁村への来訪者は、バカンス等長期の休暇を利用し我が国を訪れる海外からのインバウンドや、休暇だけではなくワーケーションとして漁村に長期に滞在する旅行者のほか、修学旅行などの団体客といったように様々な形態がある。また、釣りは根強い人気があり、レジャー用品市場で見ても釣りの経済規模は大きい一方で、漁業とのトラブルやごみ、駐車、トイレ等の利用上のマナーの問題等から、釣りを禁止している漁港もある。

このため、海業関係者は、その取組内容に応じて旅行を企画する観光事業者や交通事業者、地域の宿泊施設等とも連携し、多言語への対応や、日本の文化を体感できるメニューや季節ごとや荒天時の対応も可能なように複数の体験メニューの開発、様々なニーズに対応した受入れ施設の整備など、様々な来訪形態に対応した受入れ体制を構築すること。また、漁港等での海業としての釣りの受入れに当たっては、利用ルールを定め、システム上で釣りエリアや進入禁止エリアを制御し、アプリで予約受付する事例もあることから、漁港等における釣りニーズが漁業者・漁業協同組合をはじめとする地域の利益となるよう、適切な料金の徴収や飲食等への誘導などの仕組みを検討すること。また、釣り人等がマナーを守るよう SNS 等を活用し自発的な行動変容を促すこと。

## 【海業の発信】

### (消費者のニーズを喚起するための海業の情報発信)

- (7) 海業に対する消費者のニーズが喚起されるためには、地域の個々の海業の情報に触れる機会や、海や漁村、水産業の魅力に気づき、思い出す機会を充実させることが必要である。

このため、海業関係者は、国民や消費者に対して、民間事業者と連携しつつ、地域一体となって、デジタルパンフレットなど ICT 技術の活用や、SNS を通じた拡散、自発的な行動変容等も狙うなど、多様な手法による海や漁村の魅力の発信、地域のプロモーションに努めること。また、国は、海業が国民運動となるよう、海業のシンボルなど PR 資材の作成・活用を図るとともに、漁業者等に対し海業の魅力や効果をわかりやすく伝えるパンフレットや動画等コンテンツの作成、また、全国豊かな海づくり大会など地域と連携した様々な機会の活用や、民間事業者と連携した海業キャンペーンの実施など、海業の更なる普及・推進に努めること。あわせて、安全対策等にかかる関係法令の適用についての周知や適切な運用、漁業とのトラブル回避や秩序ある漁港利用等を確保するための情報発信や普及啓発に取り組むこと。

#### **(海業「UMIGYO」の国際発信)**

- (8) 我が国の海業「UMIGYO」の取組を世界に発信することで、世界的な認知度を高めるとともに、増加するインバウンド需要を漁村地域に取り込むことで、さらなる地域のにぎわいや所得と雇用の創出が期待される。

このため、我が国の海業について、それぞれが役割に応じて、外国語版の海業の事例集、白砂青松など海外の視点からの日本の海や漁村の魅力の発信など海外発信のコンテンツを作成し、国際会議等のイベントで発信するほか、海業の取組をさらに推進するため、議員外交の展開、高度人材の育成、当事者間の人材交流を促進すること。

### **Ⅲ 海業が目指す将来像**

上記Ⅱの施策により、

#### **【地域にとって】**

漁港・漁村への来訪者が増加し、地域のにぎわいが生まれ、地元水産物の消費が拡大し、漁業がもうかる産業となる。漁業以外の地域内の他産業にも幅広い経済波及効果が生まれ、地域に活力がもたらされる。

これにより漁業は、若者が楽しさや魅力を感じ、誇りを持ち、希望を持って入れる産業となるとともに、漁村は水産業を中心とした多様な雇用の機会や自己実現の場を提供する空間となり、海の地方創生が実現する。

#### **【国民・消費者にとって】**

海業を通じた海・水産業・漁業者とのふれあいにより、新鮮で美味しい魚を食べる機会や、子どもが、海に親しみ、水産業を学ぶ機会を確保することで、国民が、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことに資するとともに、食生活が自然の恩恵の上に成り立ち、水産業に関わる人々の様々な行動に支えられていることに対する国民の感謝の念や理解が深まり、消費等に対する行動変容が促される。

これにより、未来にわたって豊かな魚食文化が継承され、水産業の持続的発展の基礎となり、将来的にも国民への水産物の安定供給が図られる。

## K P I

- 1 海業の新たな取組 500 件の展開により、海業に取り組む漁業者等の所得を 10% 向上させる。(令和 8 年度)
- 2 漁村の交流人口を 2,000 万人(令和 3 年度)から 2,500 万人に増加させるとともに、子どもたちの海とのふれあいや漁業体験活動の実施件数を 10% 増加させる。(令和 8 年度)

水産庁は、上記の目指す将来像の達成に向けて、KPI のフォローアップを行うとともに、PDCA サイクルによる海業振興施策の実効性の向上に努めること。

以上、我が国の水産業と漁村が、持続的に発展し、「水産日本」としての復活を果たすよう、ここに提言する。

## 海業振興勉強会の開催一覧【参考資料】

### 第1回 令和5年6月16日(金)

「持続可能な海業の推進とビジネスモデルづくり」

国立大学法人東京海洋大学 副学長 婁 小波 氏

### 第2回 令和5年8月23日(水)

「国境の島 対馬発 漁業者とつくる新しい水産業への挑戦」

有限会社丸徳水産 代表取締役専務 犬束 ゆかり 氏

「日本の魅力としての漁業を守る観光」

有限会社オズ(海島遊民くらぶ) 代表取締役 江崎 貴久 氏

### 現地視察 令和5年9月6日(水)

・神奈川県三浦市にて、低温卸売市場、フィッシャリーナウオーフ、二町谷地区、さかな専門学校等を視察、海業関係者と意見交換

### 第3回 令和5年10月24日(火)

「高浜町におけるまちづくりと『海業』について」

福井県高浜町産業振興課 主事 中村 広花 氏

「魚の産地 坊勢」の活性化のために」

坊勢漁業協同組合 総務部長 竹中 達彦 氏

### 第4回 令和5年12月6日(水)

「海業と観光連携の可能性について」

株式会社JTB ツーリズム事業本部 事業推進部 地域交流チーム

地域交流担当部長 毛利 直俊 氏

「海業に関するWILLERの取組についてーレストランバスと海の京都DMOー」

Community Mobility株式会社 取締役 菊池 美緒 氏

WILLER株式会社 社長室 守屋 栄治 氏

### 第5回 令和6年2月28日(水)

「都市と地方をかきまぜる～漁村から生み出す関係人口～」

株式会社雨風太陽 代表取締役 高橋 博之 氏

「漁業を子ども達の教育・観光プログラムへ

～民間/行政/教育機関/漁港の垣根を超えた連携～」

アクトインディ株式会社 取締役 小土井 孝文 氏

子育て支援事業部 上野 祐一朗 氏

### 第6回 令和6年3月27日(水)

「漁業協同組合が主導する海業」

歯舞漁業協同組合 専務理事 中村 直樹 氏

「上ノ加江：小さな漁村の体験型漁業の取組」

高知県漁業協同組合上ノ加江支所 支所長 大高 明 氏

### 第7回 令和6年4月10日(水)

「使いやすい漁港の在り方から考える海業振興策」

LINEヤフー株式会社 代表取締役会長 川邊 健太郎 氏

### 第8回 令和6年4月18日(木)

「世界への「海業」の発信～今後の「イベント」動向を踏まえて～」

公益財団法人笹川平和財団 理事長 角南 篤 氏